主な仕事と妊娠・出産・育児の両立のための支援制度

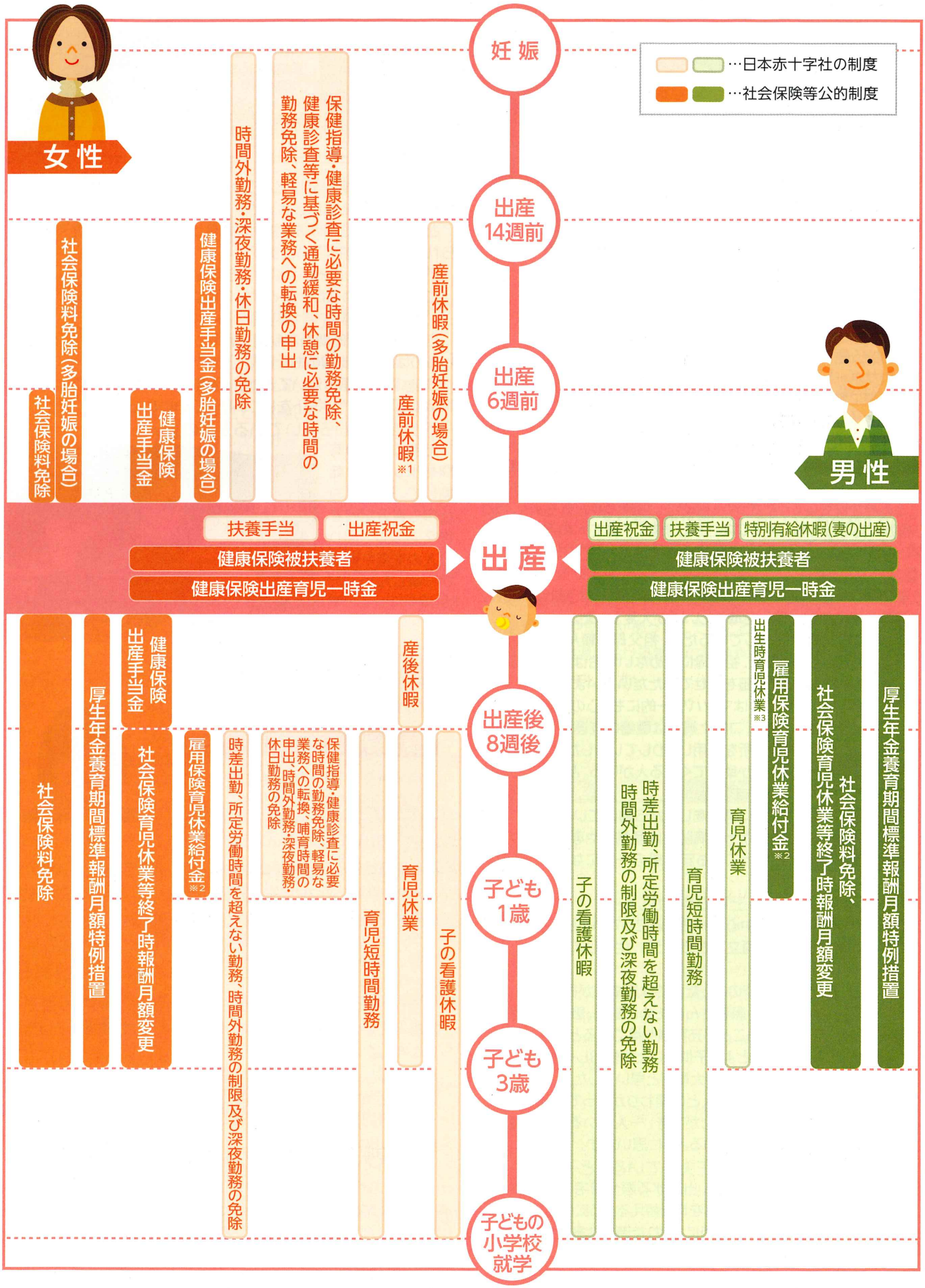

※1…産前休暇は、出産7週前から取得することができます。なお、出産手当金の支給及び、社会保険料の免除は出産6週前から受けられます。
※2…育児休業給付金は、条件を満たせば2歳まで受けとることができます。詳細については、勤務先の担当者にお問い合わせください。
※3…出生時育児休業は、条件を満たした女性も取得できる場合があります。